

実地調査における帳簿書類等に係る電子データの提供依頼について

- 国税庁では、納税者の利便性の向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し）に取り組んでいます。
- この取組の一環として、税務調査においては、納税者の皆様のデジタル化の状況を踏まえ、帳簿書類等に係る電子データの提供をお願いする場合があります。
 - ※ 帳簿等データの提供を依頼する行為は、質問検査権に基づくものとなります。
- 納税者の皆様から帳簿書類等に係る電子データの提供を臨場前に受けた場合には、これまで臨場時に実施していた帳簿等の確認作業の一部について、取得したデータを活用して税務署で実施することが可能となるため、税務調査の効率化が図られ、納税者や税理士の皆様の負担軽減にもつながります。
- なお、提供を受けた電子データは、情報保護の重要性に鑑み、国税庁において定めた行政文書管理規則等に従って厳格に取り扱われます。
 - ※ 電子データの提供を受けた際は、国税当局における当該電子データの取扱いを明らかにした文書を交付するなどの取組を、令和8年7月から全国税局及び税務署で実施する予定です。
- 本取組について、納税者や税理士の皆さまのご理解とご協力をお願いします。